

第16回 (2019年4月22日) 話し合いのための質問項目

1. 知事の基本認識について

知事は、私たち福島第一原発被害者2団体をはじめとする全国の避難者、支援者などの度重なる要請にもかかわらず、本年3月末をもって避難指示区域外避難者への住宅に関する支援策、避難指示解除区域避難者に対する住宅提供を打ち切りました。私たちは4月4日、深い憤りを込めた「声明」を知事ご本人に届け、率直な話し合いを求めましたが、知事は直接の受け取りを拒まれました。今回の知事の対応は、県民である避難者の生活と命を左右する重大事項に対し、余りにも大きな問題を残すものだと考えています。これらの点について、以下、知事的基本的な考えと真摯な回答を求めます。

(1) 実情把握について

私たちは3月22日に行った県当局との15回目の話し合いで、国家公務員宿舎の71世帯が退去できない状態にあることを確認したうえ、①財務省との国家公務員宿舎の使用延長協議と契約更改②転居に伴う初期費用補助の申請期限延長と予算措置③未退去者への「2倍家賃」請求の撤回等に対する知事の決断を求めました。知事は、話し合いで出された避難者の実情について、担当部局から報告を受け、内容を把握されましたか。28日付「退去通告」は、これらの状況を承知の上で、知事が送付を指示したものですか。

(回答) 各担当部局が県庁という組織として対応しているものです。今後も、県全体として丁寧に対応してまいります。

(2) 知事宛「声明」について

4月4日提出の知事宛「国家公務員宿舎退去、「2倍家賃」通告を撤回せよ」を読まれましたか。読まれていないならその理由、読まれたなら所感と要求に対する回答をお示しいただきたい。

(回答) 各担当部局が県庁という組織として対応しているものです。今後も、県全体として丁寧に対応してまいります。国家公務員宿舎使用貸付は、2年間の経過措置として実施しているものであり、3月末をもって終了しました。貸付料相当額の2倍の損害金は、使用貸付契約に基づくものです。

(3) 直接対話について

私たちは知事が避難指示区域外避難者に対する住宅提供打ち切りを発表された2015年以来、延べ15回にわたる県当局との話し合いや、公開質問状などで知事との直接対話を求めてきました。これに対し知事は「個別に話を聞いてみる。組織として対応する」として、頑なに拒否されてきました。県民の死活を制する政策を執行し、県政の歴史に「棄民」の評価を残しかねない今回に事態にあたって、なお、当事者との対話を拒否し続けることは、異常としか言いようがないと私たちは考えます。自ら決断した政策の正当性と、県政トップとして被害者・避難者をどう守っていくのかについて、胸襟を開いて説明する責任があると考えますが、いかがが。お考えをお聞かせ願います。

(回答) 話し合いの場においては、それぞれの事項を所管する部署において個別にお答えさせていただきます。また、避難者の方々との交流会等において、知事や職員が様々な御意見を伺っているほか、職員や復興支援員などの戸別訪問等を通して、個別化・複層化している御相談に対応しているところです。

(4) 責任について

国家公務員宿舎の強制退去、民間賃貸住宅入居者への家賃補助打ち切り、避難指示解除区域・帰還困難区域避難者への住宅提供打ち切りの実行実施によって、生活困窮、病状悪化等により、新たな悲劇が生じることが想定されます。これらの事態に対する一切の責任は、政策決定・指示者である知事にあることを確認されたい。

2. 国家公務員宿舎について

国家公務員宿舎入居者について、政府は3月14日の衆議院東日本大震災復興特別委員会で、「3月末までに退去できない避難者については、強制退去」「2倍家賃請求」などの事態が生じないよう、福島県と共に最後まで努力していく」と言明しました。にもかかわらず、福島県当局は71世帯の退去の見通しが立っていないという3月1日現在の状況が何ら変わっていない中で、3月28日付で「退去」と「2倍家賃請求」の通知書を送付しました。通告を受けた避難者は、現在、極度の不安と混乱の中にあります。以上の経緯を踏まえ、以下の点について明確な回答を求めます。

(1) 3月31日時点での状況について

① (a) 平成30年度の借上げ国家公務員宿舎の所在地と戸数 (b) 各宿舎の入居世帯数と人数 (c) 3月31日までの退去世帯数・人数及び残留世帯数・人数。

(回答)

(a) (b) 5都府県10宿舎80世帯
(東京都約60世帯、その他茨城県、埼玉県、神奈川県、京都府)
(c) 29年度退去18世帯、30年度退去51世帯。入居80世帯。

② 「退去通知書」の宿舎別送付世帯数。

(回答)

3月28日付で、約70世帯に、退去手続きと終了のお知らせをしています。

(2) 4月1日以降の状況について

① 「通知」に対する問い合わせ等の件数と内容。

(回答)

20数世帯から、退去日決定などの連絡や住宅を探している等の連絡がありました。

② 「通知」を受けて新たに退去を申し出た世帯数・人数(宿舎別)。

(回答)

6世帯

③ 住み続けている世帯数・人数(宿舎別)とその後の県の対応(個別訪問の実施等)。

(回答)

10宿舎80世帯(4月1日現在)
(東京都約60世帯、その他茨城県、埼玉県、神奈川県、京都府)

引き続き、戸別訪問等を通して、一日も早く住まいが確保できるよう支援してまいります。

④ 4月10日期限で契約の継続を申請した「住宅確保世帯」「生活保護受給世帯」の数と人数(宿舎別)。

(回答)

個人情報に関する内容を含むため、回答できません。

(3) 未退去者について

① 「不法残留」として退去を迫るのか。

(回答)

引き続き、戸別訪問等を通して、一日も早く住まいが確保できるよう支援してまいります。

② 退去期限はいつか。

(回答)

国家公務員宿舎センターネットワーク使用貸付は、平成31年3月31日をもって終了しています。

③ 退去できない場合、強制退去、調停、訴訟などの法的措置を取るのか。

(回答)

引き続き、戸別訪問等を通して、一日も早く住まいが確保できるよう支援してまいります。

④ 避難の協同センターが提出した具体的な延長要請者への対応。

(回答) 例外措置として、4月以降の新たな住まいを確保しているものの、公的な事情などで退去できない場合、生活保護受給世帯で、福祉事務所からの転居指導により退去まで一定の目的が立つ場合のみ延長の対象としたものです。避難の協同センターから要請のあった世帯のうち、該当する世帯については、延長の対象としています。

⑤ 調停不調者への対応。

(回答) 調停不成立となったことから、早期の明け渡しに向けて対応を検討していく必要があると考えています。

(4) 「2倍家賃」について

① 請求の法的根拠は何か。

(回答) 県と入居者との間で取り交わした国家公務員宿舎セーフネット使用貸付契約書に基づくものです。

② 請求の方法(請求書送付?)及び時期、期限。

(回答) これまでの使用料と同様に、月ごとに請求書を送付する方向で検討しています。

③ 拒否者への対処方法。

(回答) 戸別訪問等を通して、理解を求めてまいります。

(5) 「住宅確保給付世帯」「生活保護受給世帯」の契約について
① 契約継続対象を「住宅確保給付世帯」「生活保護受給世帯」のみに限定したのは財務省の決定か、福島県知事の決定か。その根拠と理由を示されたい。

(回答) セーフネット使用貸付自体が例外的な対応であり、さらなる例外的な継続は、ごく限定的でかつ期間が限られたものとする必要があると考え、県として判断したものです。4月以降の新たな住まいを確保しているものの公的な事情などで退去できない場合、生活保護受給世帯で福祉事務所からの転居指導により退去まで一定の目的が立つ場合のみ、例外措置として延長の対象としたものです。

② 公営住宅に何度応募しても当選しないのは本人の責任ではない。当選しない状況にあることが継続対象にならないのはなぜか。

(回答) 国家公務員宿舎セーフネット使用貸付は、平成27年6月に発表した災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の1年延長に加え、供与終了後も避難生活が必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、平成29、30年度の2年間の経過措置として平成28年12月に通知したもので、合わせて3年間(3年7ヶ月)という期間で将来の見通しを立てていきたいという考えで実施しているものです。現住居付近での公営住宅に何度応募しても当選しない状況もありますが、特に東京都区内の公営住宅は、常に倍率が高いことから、それ以外での住まいも検討していただくよう相談会等でお話ししてきてきたところです。

③ 申請世帯と県の契約書を示されたい。契約書を示さずに事前に誓約書を取るのなぜか。

(回答) これまで同様、申請をいただき、その後、契約を締結することとしました。

④ 財務省との協議の経緯及び知事の申請書、財務省の許可書を示されたい。

(回答) 財務省との協議の経緯については、相互の検討、協議に関する情報であるため、回答できません。

⑤ 退去までの間、「2倍家賃」は請求するのかわからないのか。

(回答)
国家公務員宿舍セーフティネット使用貸付契約書に基づき請求することとなります。

3. 民間賃貸住宅家賃補助の打ち切りについて

(1) 対象世帯の実態について

① 打ち切り対象1800世帯からの最新の相談件数と分類別内容。

(回答)
相談・問い合わせ件数 約350件(3月25日時点)

② うち(a) 補助延長を希望した件数 (B) 経済的困難を訴えた件数 (c) 身体的困難を訴えた件数。

(回答)
事業延長要望、経済的支援(他の支援策はないか等)： 30数件
なお、身体的困難のみを訴えた件数は、把握していません。

③ 個別訪問3000件(前回の武蔵主幹答弁)の内容の分類別件数。

(回答)
昨年度の戸別訪問について、1月末現在、訪問件数は約2,600世帯で、面談ができた世帯は約1,000世帯でした。訪問等に際して、相談のあった内容は175件あり、相談内容を分類すると、住宅3.4%、健康福祉9%、雇用7%、心のケア7%、賠償4%となっておりま。

(2) 初期費用10万円の補助について

① 前回の話し合いを踏まえ、担当部局から知事へ再検討を要請したか。結果は?

(回答)
これまで、民間補助事業は3月10日までの契約締結が補助対象であり、申請期限が3月10日までであることを含め、相談会や戸別訪問等で個別にお知らせしており、従来どおりの取扱いとしています。

② 新たに申請があれば受け付けるか。

(回答)
これまでどおりの取扱いとしています。

③ 「個別事情」を踏まえた対応の方針を示されたい。

(回答)
4月以降も、生活再建支援拠点を始め、避難者の住宅確保や移転をサポートする相談窓口における対応や、復興支援員等が戸別訪問により事情を伺うなど、状況に応じて福祉部門等の専門機関と連携しながら個別に支援してまいります。

(3) 今後の対応について

① 打ち切り後の実態をどう把握し、困難者に対する対応をどうするか。

(回答)
4月以降も、生活再建支援拠点を始め、避難者の住宅確保や移転をサポートする相談窓口における対応や、復興支援員等が戸別訪問により事情を伺うなど、状況に応じて福祉部門等の専門機関と連携しながら個別に支援してまいります。

② 避難先自治体等への協力要請はどうか。具体的に示されたい。

(回答)
公営住宅の優先入居については、全都道府県に依頼しています。

③ 政府への要請、協議は行われているか。具体的な内容と予定を示されたい。

(回答)
公営住宅の優先入居について、特に避難者の多い都県には国と連携して訪問し、直接要請しており、引き続き、国と連携して対応してまいります。

4. 県外避難区域等の住宅提供について

県が先月発表した平成30年度「住まいに関する意向調査」では、来年3月末で住宅提供を打ち切るとされている富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村からの住民・避難者の深刻な状況が浮き彫りになりました。以下の点についての明確な回答を示されたい。

(1) 打ち切り方針について

① 「住まいの見通しが立っている」のは全体の約30%。3分の2の世帯が、見通しの立たない状況に置かれています。殊に県外避難では半数以上が見通しが立っていないということです。このような状況の中で、あと1年足らずの間に「自立を求める」とする知事の方針は、現実を無視したものではないのか。見解と再検討を求めます。

(回答)

応急仮設住宅の供与期間については、関係町村とも協議を重ねてきた結果、今後の生活再建の見通しを早い段階から立てていただくためにも、終了の時期を示すことが重要という判断に至ったものです。
今後とも、国や避難元自治体等と連携を図りながら、安定した住まいの確保に向けて取り組んでまいります。

(2) 今後の対応について

① 打ち切りの方針は、実態調査や住民との協議などが一切なされない中で、一方的に発表されました。まず、説明会を開き、県の考え方を説明し、住民の意見を直接聞くことが大前提と思われませんが、具体的な実施計画を示されたい。

(回答)

応急仮設住宅の供与期間については、関係町村とも協議を重ねてきた結果、今後の生活再建の見通しを早い段階から立てていただくためにも、終了の時期を示すことが重要という判断に至ったものです。
今後とも、国や避難元自治体等と連携を図りながら、安定した住まいの確保に向けて取り組んでまいります。

② 県は、「見通しの立っていない世帯や未回答の世帯を中心に個別訪問等を実施する」としていますが、実施時期、実施体制など具体的な計画を示されたい。

③ 県外避難864世帯の都道府県別避難世帯数・人数一覧と、戸別訪問態勢(担当職員数、実施時期、避難先自治体との関係等)を示されたい。

(回答) ②③共通

避難元・避難先自治体と連携を図りながら、必要に応じて戸別訪問を行い、住まいを確保できるよう引き続き支援してまいります。

2019年4月16日

原発事故被害者団体連絡会(略称:ひだんれん)

〒963-4316 福島県田村市船引町字小倉140-1

連絡先: ☎080-2805-9004 Email: hidanren@gmail.com

「避難の権利」を求める全国避難者の会

連絡先: ☎080-1678-5562 Email: hannokenri@mail.palala.com